

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【条例改正内容】

未就学児の均等割保険税の軽減措置について

国民健康保険法施行令の一部改正(令和4年4月1日施行)に伴い、未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減する。

【現状及び改正の趣旨】

国民健康保険制度の保険税は、応益割(均等割・平等割)と応能割(所得割)に応じて設定されており、低所得世帯に対しては、応益割の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険税を軽減する。

【改正内容】

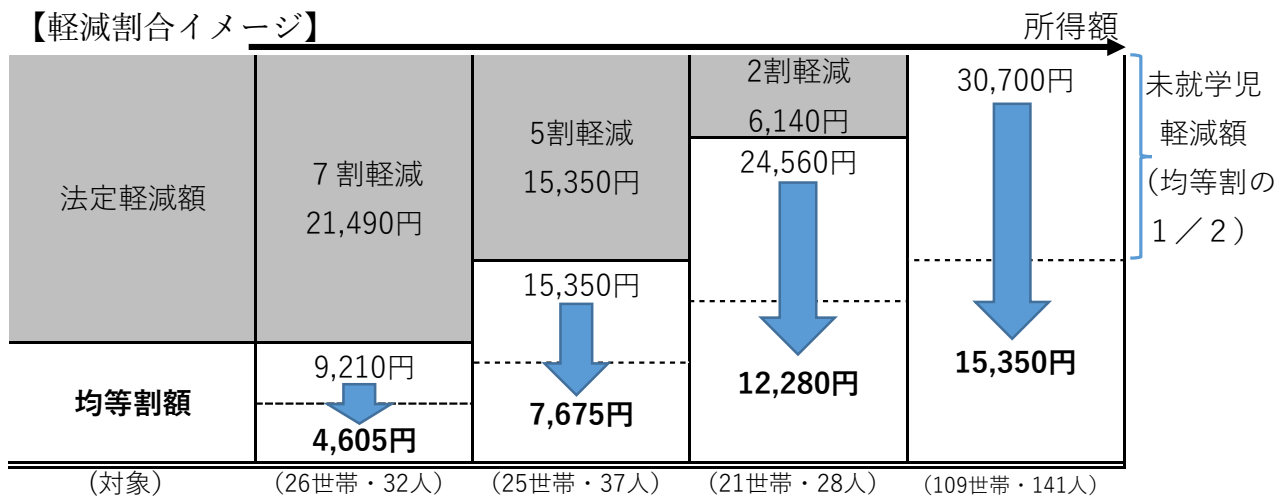
○対象

国保加入の未就学児 181世帯・238人(令和3年度本算定時点)

○軽減割合

当該未就学児に係る均等割保険税の5割

【軽減割合イメージ】



○影響額

約294万円の保険税収減

○財政負担

国：1/2 県：1/4 市：1/4(約73万円)

○施行日

令和4年4月1日